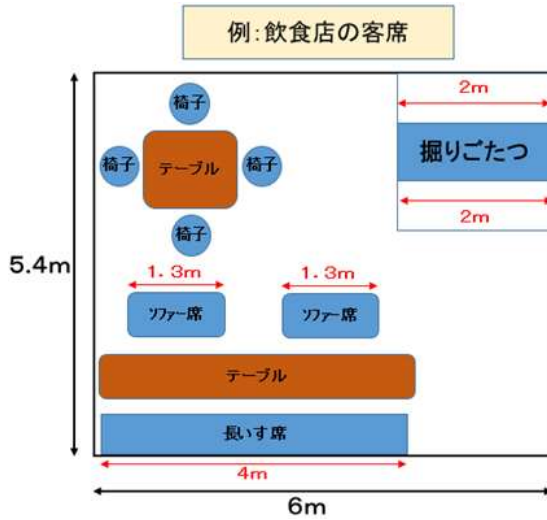


1-2 収容人員の算定

- 1 収容人員の算定については、規則第1条の3に基づき算出する。
- 2 規則第1条の3第1項の用語等の運用は、次によるものとする。
 - (1) 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいう。
 - (2) 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造（掘りごたつを含む。）のものをいい、ロビー等に置かれるソファ等で常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動できないものをいう。
 - (3) 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分を用いる。
 - (4) 長いす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、その都度端数の切り捨てを行うものとする。
- 3 収容人員の算出についての共通事項
 - (1) 従業員の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における最大勤務者数とする。
 - (2) 交代制勤務の場合の従業員の数は、通常の勤務時間帯における最大勤務者数とする。（勤務交代のために従業員が一時的に重複する場合は、重複従業員を加算しない。）ただし、交代後においても引き続き勤務する形態にあっては、これを加算する。
 - (3) 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。ただし、令別表第1(2)項ニ及び(5)項イに掲げる防火対象物については、切り上げるものとする。
 - (4) 廊下、階段及び便所は、収容人員の算定対象としない。
 - (5) 事務所の打合せスペース・飲食店の客席等、同一場所における人員算定について、単位面積当たりで除した人員と席数で算出した人員の大なる方の人員とする。



収容人員の計算

客席部分の面積=32.4㎡ …①

椅子席 4席
ソファ席 1.3m×2
掘りごたつ席 2m×2
長いす席 4m } …②

①による計算
32.4㎡/3㎡=10.8→10人

②による計算
椅子席 4席=4人
ソファ席 1.3m/0.5m→2人×2個=4人
掘りごたつ席 2m/0.5m→4人×2個=8人
長いす席 4m/0.5m=8人
計 4人+4人+8人+8人=24人

①<②により、24人と判定

- 4 消防同意時の共同住宅における共同住宅等の収容人員の算定について
共同住宅等の収容人員の算定は消防法令で居住者数とされているが、建築確認時に居住者数が不明の場合は、次の表により算定し、必要な消防用設備等を設置するものとする。

住 戸 の 型	算定居住者数 (人)
1K、1DK、1LDK、2DK	2
2LDK、3DK	3
3LDK、4DK	4
4LDK、5DK	5

- ※1 以降1室増すごとに1人増加する。
※2 単身者専用の住戸は、1人と算定する。